



税金

申告と納期

月別	区税	都税	国税
4月			
5月	軽自動車税(種別割)	自動車税(種別割)	
6月	特別区民税・都民税 第1期	固定資産税・都市計画税 第1期	
7月			所得税(予定納税)第1期
8月	特別区民税・都民税 第2期	個人事業税 第1期	
9月		固定資産税・都市計画税 第2期	
10月	特別区民税・都民税 第3期		
11月		個人事業税 第2期	所得税(予定納税)第2期
12月		固定資産税・都市計画税 第3期	
1月	特別区民税・都民税 第4期 給与支払報告書の提出(31日まで)	都民税株式等譲渡所得割(10日まで) 償却資産の申告、住宅用地の申告(31日まで)	
2月		固定資産税・都市計画税 第4期	贈与税の申告(2/1~3/15)
3月	特別区民税・都民税の申告(3/15まで)	個人事業税の申告(15日まで)、事業所税(個人の事業)(15日まで)	所得税の申告(2/16~3/15) 個人事業者の消費税の申告(1/4~3/31)
毎月	特別区民税・都民税特別徴収分(翌月10日まで)、特別区たばこ税、入湯税	都たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税(翌月末まで)、都民税利子割、都民税配当割(10日まで)	所得税(源泉徴収分)
臨時(一定の期日)		法人事業税、法人都民税、不動産取得税、自動車税環境性能割、事業所税(法人の事業)等	法人税・相続税・法人の消費税等

※申告や納付期限が日曜などの行政機関の休日にあたる場合は、休日の翌日が期限

税金

70

申告と納期 / 税金の種類

税金の種類

区税

特別区民税・都民税

問 税務課課税第一・第二係 ☎03-5803-1154~5

▶ 納める方

1月1日現在、①区内在住者②区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区内在住でない方

▶ 課税されない方

①前年の所得が一定額以下の方②生活保護法による生活扶助を受けている方③障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年の所得が一定限度額以下の方

▶ 税額

特別区民税と都民税を合わせて課税。区内在住者は均等割額と所得割額の合計、在住でない方は均等割額のみ

▶ 申告

毎年3月15日までに税務課に申告。確定申告をした方や給与所得・公的年金等に係る所得のみの方は申告不要

▶ 納期

普通徴収(個人納付)は6月(1期)、8月(2期)、10月(3期)、1月(4期)の4回。給与所得者は、特別徴収として6月分~翌年5月分の給与から差引き納入。年金所得者(65歳以上)は、年金特別徴収として4月分~翌年2月(偶数月)の年金から差引き納入

軽自動車税(種別割)

問 税務課税務係 ☎03-5803-1152

▶ 納める方

毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者

▶ 税額 種類により2,000~12,900円

▶ 納期 5月

▶ 登録と廃車の窓口

①原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車 = 区役所税務課

②軽二輪(125cc超250cc以下)・二輪小型自動車(250cc超) = 練馬自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2032

③軽自動車(三・四輪) = 軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所 ☎050-3816-3101

特別区たばこ税

問 税務課収納管理係 ☎03-5803-1153

たばこの消費等に対して課税されるもので、たばこの定価の中に税金分が含まれています。

入湯税

問 税務課収納管理係 ☎03-5803-1153

鉱泉浴場における入湯客に対して課税されるもので、浴場の経営者が徴収し納税します。

都 税

	問合せ
固定資産税・都市計画税・不動産取得税など	文京都税事務所 ☎03-3812-3241
都民税(法人分)・事業税(法人分・個人分)	千代田都税事務所 ☎03-3252-7141
自動車税	東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066

国 税

問 小石川税務署 ☎03-3811-1141
 本郷税務署 ☎03-3811-3171(自動音声により案内)
 所得税・法人税・消費税・印紙税・相続税・贈与税

区税の納付方法

問 税務課収納管理係 ☎03-5803-1153
 税務課納税係 ☎03-5803-1156

納税通知書・納付書を送付しますので、都内に本・支店が所在する銀行・信用金庫・信用組合・郵便局で納めてください。コンビニエンスストアやスマートフォン(LINE Pay・モバイルレジ)からも納付することができ、モバイルレジではクレジットカード支払いもできます(納付書1枚につき30万円以下)。また、ペイジーを利用し、ATMやインターネットバンキング等でも納付できます。

口座振替

希望者は税務課収納管理係へ

猶予相談

特別区民税・都民税を一時納付することができないときや、一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるときなどの一定の要件に該当するときは、申請により、1年以内の期間に限り、納税の猶予・換価の猶予が認められる場合があります。

税務相談 P40

区税関係の証明

問 税務課税務係 ☎03-5803-1152

特別区民税・都民税の納税証明書、課税証明書及び軽自動車税(種別割)の納税証明書は、税務課・戸籍住民課・区民サービスコーナーで発行します。

窓口受付時間

月～金曜午前8時30分～午後5時(税務課)

区民サービスコーナー P48

※一部の証明書は、戸籍住民課・区民サービスコーナーでは発行不可

※マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で特別区民税・都民税の納税・課税証明書の取得可能[軽自動車税(種別割)の納税証明書は除く]

証明書	内容	必要なもの	手数料
特別区民税・都民税納税証明書 特別区民税・都民税課税証明書	前年中の所得、特別区民税・都民税の税額、納税額などを証明するもの	本人確認書類 ※代理人が申請するときは、本人自筆の委任状と代理人自身の本人確認書類が必要(家族の場合も必要) ※未申告の方は証明書の発行不可	300円 (コンビニエンスストアでの発行=200円)
軽自動車税(種別割)納税証明書	継続検査用(車検用)	本人確認書類 ※代理人が申請するときは、所有者自筆の委任状と代理人自身の本人確認書類が必要[自動車整備業者が代理の場合は、委任状に代えて車検証の写し(電子化された車検証の場合は、自動車検査記録事項の写し)でも可]	無料
	その他	本人確認書類 ※代理人が申請するときは、所有者自筆の委任状と代理人自身の本人確認書類が必要(家族の場合も必要)	300円